

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	北秋田市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/shiminseikatsu_shimin/kokuhonenkin/dokujiriyoujimu.html">http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/shiminseikatsu_shimin/kokuhonenkin/dokujiriyoujimu.html</a>

執行機関名 北秋田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	北秋田市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(高齢身体障害者、重度心身障害(児)者)
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1 第2項の項 北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉</u>	この要綱は、北秋田市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、 <u>高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について、必要な事項を定めるものとする。</u>
⑦ 独自利用事務の関連規範		北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)